

企画競争説明書

業務名称：ウクライナ国農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査（国内業務主体）

調達管理番号：22a00493

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月16日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年11月16日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査（国内業務主体）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年1月～2023年9月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年 11月 22日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年 11月 22日 12時
3	質問への回答	2022年 11月 28日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 12月 2日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2022年 12月 13日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・「第3章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022

年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口 (outm1@jica.go.jp 宛、
CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ウクライナ国農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査（国内業務主体）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ウクライナは、ロシア帝政時代から「欧州の穀倉」と呼ばれ、小麦（輸出シェア世界5位）、大麦（輸出シェア世界2位）、トウモロコシ（輸出シェア世界2位）等、世界有数の農作物の輸出国である（FAO、2021）。ウクライナにおいて農業は鉱工業に次いで大きな産業であり、農産物は輸出品全体の約5割を占めていた（WTO、2019）。

2022年2月24日、ロシアがウクライナ侵攻を開始し、ウクライナ東部・南部地域を中心に戦闘が続いている。戦乱によって灌漑施設や穀物貯蔵庫等の農業インフラや農業機械が被害を受けている。また、黒海封鎖に伴い、穀物輸出の停滞による穀物倉庫等貯蔵施設の不足と輸出製品の棄損、投入財等の輸入減少による国内価格の上昇等、農業サプライチェーンに混乱が生じている。これらにより引き起こされるウクライナ国内の農業生産者の運転資金不足や収益性低下が喫緊の課題となっている。また、同国からの輸出減による食料価格の高騰等、世界の食料安全保障の観点からもウクライナの農業セクターの復旧・復興は重要な課題である。

係る状況下、2022年6月28日に閉幕したG7サミットにおいては、ウクライナ侵攻により生じた世界的な食料危機に対応し、特に脆弱層に対する追加的な支援（総額45億米ドル）を盛り込んだ首脳声明が発表され、日本も貯蔵庫の増設など穀物貯蔵能力の強化への協力を表明している。また、ウクライナ政府は2022年7月4日、5日に行われたウクライナの復興に関する国際会議（Ukraine Recovery Conference）において、2032年迄の長期的な復興計画案と、総額約7,500億米ドルの資金ニーズを発表している。農業セクターにおいては、輸出経路の確保等と並ぶ重要課題として、農家及び農業ビジネス関係者に対する灌漑・排水システム等の農業インフラの提供が挙げられている。同国の復興に向けては、短期的な課題に加え、こうした農業生産性の向上に資するような中長期的な課題への対応も重要となる。

FAO、WFP等の国際機関をはじめ、多数の援助機関が短期的課題への対応として事業者の運転資金の援助（欧州開発復興銀行、EU等）、臨時的な貯蔵設備（USAID、FAO等）等の支援を行いつつ、農業セクターの被害状況にかかる調査を実施している。他

方、中長期的な課題に対する支援は、援助機関の優先順位としても劣後しており、FAOが着手した農家の状況調査以外に顕著な動きは見られない。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査では上記の背景を踏まえ、ウクライナの農業セクターにおける短期的・中長期的な復旧・復興ニーズを捉え、ニーズに適時に応えるためのJICAの支援策の検討を行い、パイロット事業を提案・実施することにより支援策の実効性を検証する。特に、JICAが短期的な支援策に着手できるよう優先分野（資機材供与等）について提案・支援するとともに、中長期的に同国の農業生産性の向上に貢献し、日本の農業セクターにおける経験や強みを活かすことのできる支援の在り方を検討することを目的とする。

(2) 業務の範囲

本業務は、第3条(1)調査の目的を達成するため、第4条 調査実施の留意事項を踏まえつつ、第5条 業務調査の内容に示す事項の調査を行い、第6条 成果品等に示す報告書等を作成するものである。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 調査手法・体制

他の援助機関が実施した既存調査のレビューに加え、渡航可能な第三国（ウクライナ周辺国、ポーランドを想定）における現地調査として現地での聞き取り、質問票調査を実施する。効率的に調査を実施するため、関連する他の調査結果をできる限り活用する。2022年10月現在、ウクライナ全土が渡航禁止地域となっているが、現地における情報収集には、ローカルコンサルタントを中心とした調査体制と日本人専門家によるオンラインでのインタビュー等、遠隔での業務体制を前提とした見積にすること¹。また、JICAの調査で収集されたデータ、情報、ネットワーク（ヒアリング先等）を本調査開始時に確認し活用する。なお、ウクライナに関しては状況が逐一変動することが予想されるため、特に被害状況や今後の政府・関係援助機関の動向については随時発注者に報告すること。

(2) 対象分野

① 農業セクターにおける被害状況の更新・分析

国際機関、各国援助機関の農業および関連分野における被害状況の調査報告等を整理し、「第2条 調査の背景・経緯」に記載している、短期的・中長期的な課題を参照しつつ、農業セクターの被害状況全般についての最新状況を把握

¹ 日本人専門家と現地傭人の役割分担を含む調査の実施体制について、プロポーザルで提案してください。

し分析する。

- ② 短期的な支援策およびパイロット事業の検討：農業資機材・投入財分野（農業機械や圃場造成用の土木機械、貯蔵用機材等、農業インフラの回復に資するものを含む）

両国政府の施策や他機関の支援情報、本邦企業の動向を踏まえて、優先的に支援が必要な都市や地域、分野の整理を行った上で、短期的なニーズを洗い出し中間報告としてとりまとめる。調査においては、調査進捗報告書を基に、調査期間中に着手することを念頭に置いた機材供与等に係る支援策にかかる検討を行う。また、資機材導入にかかる妥当性検証を行うべく、パイロット事業として小規模な資機材導入を伴う遠隔による維持管理研修を検討・実施し、支援の有効性を評価するとともに適切な仕様、導入・供与先・支援スキームにかかる提案として取りまとめる。将来的な無償資金協力の形成に向けた検討のみならず、無償資金協力など緊急度の高い事業の実施可能性を踏まえ、迅速に調査を実施し、発注者に対して適時に報告することとする。

なお、現時点で発注者が想定する短期的な農業資機材・投入財にかかる支援ニーズは以下の通り。但し、短期的支援のニーズは流動的である点に留意が必要。例えば、貯蔵用機材であるサイロバッグは、黒海封鎖に伴う輸出の停滞により需要が高まったが、FAOやUSAIDなど援助機関からの支援が加速しており、生産活動の停滞による来年の需要の減少見込みから、納期によってはタイミングを逸す可能性がある。また、戦争による発電施設の破壊によりディーゼル発電機の需要も高まっているが、こちらも納期と需要の関係を確認する必要がある。

	侵攻の影響／今後のニーズ（仮説）	支援ニーズ
投入財の輸入・卸売業者	✓ 投入財の価格高騰	✓ 投入財 (種子・肥料)
生産者	✓ 種子・肥料の購入資金が不足	✓ 種子・肥料
	✓ 地雷敷設、灌漑施設の破壊による土地生産性の大幅な低下 ✓ 農業機械の破壊	✓ 圃場機械 ✓ 土木機械 ✓ 発電機
	✓ 輸出用高付加価値農産物生産への期待	✓ グリーンハウス
加工業者	✓ 生産物の購入資金が不足 ✓ 生産設備・機材の破壊	✓ 加工機材の供与
流通業者	✓ 輸送インフラ・車両の破壊	✓ 車両の供与
貯蔵を行う業者	✓ 穀物倉庫の破壊・不足	✓ 貯蔵用機材の供与

注：上記の他にも、倉庫で活用するフォークリフト、灌漑のためのポンプなどの可能性もあり。

- ③ 中長期的な支援策およびパイロット事業（研修等）の検討：農業生産性向上に

かかる支援（灌漑等）

2022年7月に発表されたウクライナ復興計画案によれば、過去30年間で同国の灌漑地の70%が失われたとされている。また「灌漑・排水戦略2020-2030」(2018)では、灌漑・排水施設の劣化は、維持管理費用の半分を担う公的財源の不足、もう半分を担う水利組合にとっての施設の利用価値の低さによるものとされる。このため、灌漑・排水システムの復旧には、既存設備の状況把握やエネルギー効率性などの評価やインフラ事業投資のだけでなく、官営施設の民営化や水利組合、水料金の決定プロセス、土地利用権、に関する法・規制の整備、水利用組合の設立支援、水利組合を機能させるための事業などが必要と指摘されている。中長期的には、水利組合を機能させるための制度設計、灌漑システムの復旧整備にかかる計画策定、インフラ投資事業など、日本の強みを活かした協力が期待される分野である。

本調査においては、こうした中長期的な農業生産性向上に資する支援策の検討を行うとともに、招へいあるいは遠隔による能力強化の研修をパイロット事業として立案・実施することにより、復興期におけるJICA支援策（開発調査型技術協力・無償・有償）に向けた検討を進めることとする。

なお、灌漑地にかかる被害状況の分析については衛星画像情報の解析を行うこととし、灌漑区およびポテンシャルのある地域として河川の流域を含む広域（現時点での想定として、ウクライナ国土の約半分（約30万km²））を解析対象²とする。

④ その他農業セクターにおけるJICA支援策の検討

②、③に加え、農業セクター全般にかかるその他のJICA支援策の検討・提案をとりまとめる。なお、支援のスキームについては、技術協力プロジェクト、個別専門家、開発調査型技術協力、無償資金協力、国際連携無償、協調融資による円借款、民間連携等あらゆるスキームで検討を行う。有効性及び実現可能性の観点でそれぞれのアプローチ・方策の評価を行い、優先順位をつける。

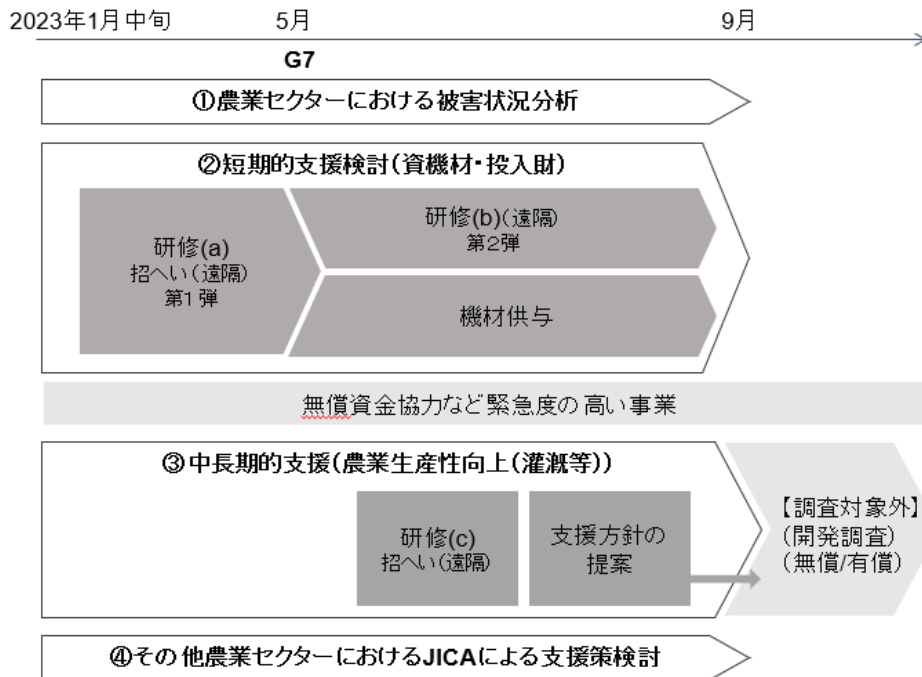
同国の農業セクターにおけるDX等についても状況を整理し、②③の研修およびパイロット事業において有効に活用できるツール、プラットフォームにかかる情報収集と、利活用可能性にかかる検討を行う。具体的には、世界銀行とEUの支援により農業省が開発・運用しているState Agrarian Registerの活用可能性や、現地の通信インフラ状況等を鑑み可能な遠隔支援の在り方についても検討すること。

(3) 調査スケジュール

(2)に示す①～④の各対象分野の調査進捗状況は、ファイナル・レポートの項目に準じて項目を埋める形で月次報告書に取りまとめ、毎月更新することとし、月次報告会において発注者と協議の上、早期着手の可能性を考慮し必要に応じて優先順位を調整する。

また、各項目の実施時期のイメージは以下に示す通り。2023年4-5月迄の実施を想定する研修(a)、(b)、(c)にかかるパイロット事業案（2023年5月～9月実施分）について検討し、その実施方針案を取りまとめ提案する。

² 約30km²を対象とし、衛星画像データの購入については一般業務費に含むこととする。



(4) 想定されるパイロット事業³

本調査において実施するパイロット事業は、短期的支援策（農業資機材・投入財分野）及び中長期的支援策（農業生産性向上、灌漑等）の両方に対応することを想定しており、今後の支援策実施に向けた招へいあるいは遠隔研修の実施を想定している。招へい（研修(a)、(c)）については、1回あたり5名、最大2週間程度を想定し、定額計上とする。遠隔（研修(b)）の対象者数、期間については以下を参照の上、提案に含めること。

現時点で想定される研修内容については、以下の通り。

研修(a)：農業政策・農業資機材・投入財・農産品加工等にかかる招へいを想定

研修(b)：農業投入財・資機材の維持管理・保管・貯蔵管理等にかかる遠隔研修

研修(c)：中長期的支援（農業生産性向上、灌漑分野等）の研修）に関連する招へいを想定

特に、研修(a)については短期間での準備・調整が必要となることから、発注者と十分連携し、（2）①④の調査進捗状況も踏まえて内容の検討・提案および実施支援を行うことが期待される。

また機材供与にかかるパイロット事業に関しては、招へい後の遠隔でのフォローアップや研修実施に伴う、試行的な機材供与が想定される。調達・輸送業務を含む本パイロット事業の実施においては再委託を認めることとする。

³招聘及び遠隔研修両パターンにつき、研修内容及び日程についてプロポーザルで提案すること。

(5) 関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁はウクライナ国農業政策食料省（Ministry of Agrarian Policy and Food）である。本調査は当該国の要請に基づくものではないが、パイロット事業の実施に際しては、その目的、内容および次の段階における検討事項等を含め、発注者および同省との合意の上で実施することとする。なお、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合が判明する等した場合は、その旨 JICA に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

(6) 調査の柔軟性の担保

流動的な国際情勢及び戦況、日本政府による国際的な発信機会のタイミングを念頭におき、適宜必要な調整を行いながら進めることとする。

(7) 安全対策措置を念頭においた実施体制

ウクライナにおける戦況の変化を含め、治安情勢を慎重に確認の上、受注者は発注者の最新の安全対策措置を常に確認・遵守し、状況に応じた投入形態、ローカル人材の活用方法、日本人の調査方法については発注者と相談の上、必要に応じて調整・変更することとする。

第5条 調査の内容

(1) 農業セクターにおける被害状況の更新・分析

同国の農業政策（農業開発戦略、普及、DX 利活用等）にかかる現状と課題を整理した上で、ロシア侵攻による影響全般については、OCHA（国際連合人道問題調整事務所）や世界銀行等が随時公表している他、FAO、WFP 等各機関が農業セクターの被害状況についてより詳細な調査を行い、随時結果を公開している。これらの公開情報及び各機関へのインタビュー結果を整理し、直接・間接的な影響を分析する。また、UNHCR 等が公開している情報等から、農業従事者の避難・帰還状況、および今後の帰還意思・見込についても調査対象とし、人口の変化に伴う中長期的なニーズの変化に留意すること。

(2) 短期的支援策（農業資機材・投入財）の検討

主な調査・検討項目は以下の通り。なお、具体的な資機材・投入財内容の想定は第4条（2）②に示す通り。

- ① 農家および農業資機材等にかかる代理店網、関連産業の被害状況の整理
- ② 生産・流通など市場の状況に関する分析
- ③ 農業資機材・投入財への農家のアクセス状況の分析
- ④ ウクライナを市場対象としている日系企業の動向整理

- ⑤ JICA 支援策およびその妥当性検証に資するパイロット事業の検討
- ⑥ パイロット事業の実施

(3) 中・長期的支援策およびパイロット事業（農業生産性向上、灌漑分野等）の検討

主な調査・検討項目は以下の通り。

- ① JICA の関連調査及び他機関の動向・協力分析（特に世界銀行と USAID は水管理組合の法規制改善の支援で一定の成果を出しており、水利組合支援も開始している。）ウクライナ農業の生産性向上、特に灌漑セクターの概要分析（灌漑開発政策の分析、法制度、政府財源／民間投資、水利組合制度、関連人材の能力、開発ポテンシャルと優先順位）
- ② 既存の灌漑システムの概要分析（灌漑地域の規模、水資源、土壌、土地所有制度、ポンプなど主要機材の性能・状態、維持管理体制（水利組合と政府の役割分担等）、灌漑用水の利用状況、営農及び民間サービスを含む灌漑農業の現状と課題）
- ③ 灌漑関連施設の被害状況及び復旧活動・計画の状況分析（地雷・不発弾による土地汚染の影響にかかる情報収集および衛星画像情報の解析を含む）
- ④ 農業生産性向上、灌漑分野等における JICA の支援方針および遠隔あるいは招へいによる研修等能力強化に資するパイロット事業の検討・実施

(4) その他農業セクターにおける JICA 支援策の検討

主な調査・検討項目は以下の通り。

- ① 金融アクセス（農家の金融アクセス手段の把握と課題の整理、他ドナーの支援状況の整理）
- ② 短期的支援策で扱う農業機械、資機材等以外のバリューチェーンの状況（畜産分野を含む）および他ドナーの支援状況の整理
- ③ (2)④で扱う農業資機材以外の分野におけるウクライナを市場対象としている日系企業の動向整理
- ④ JICA の支援策の検討

第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとし、提出期限は契約履行期間の末日とする。各報告書の先方政府および他ドナー関係者への説明に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(1) 調査報告書

① 業務計画書

記載事項:調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期:契約締結後3週間以内

部数:英文、和文(PDFファイル)

② ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項:業務の結果

提出時期:契約履行期間の末日の1か月半前

部数:英文、和文(PDFファイル)

③ ファイナル・レポート (F/R) ※最終成果品とする

記載事項:上記②に対するコメントを反映した調査の全体結果

提出時期:契約履行期間の末日

部数:英文、和文(PDFファイル、CD-ROM 4部)

(2) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは整理してリストを付した上でファイナル・レポートに添付して提出すること。

別紙:報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、業務計画書作成時の発注者との協議、および現地調査の進捗に基づき、最終確定するものとする。

第一章 調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 目的
- 1.3 調査の実施体制
- 1.4 調査の行程、主要面談者
- 1.5 調査の対象範囲

第二章 ウクライナ農業セクターの状況分析

- 2.1 農業政策（農業開発戦略、普及、DX利活用、補助金制度等）
- 2.2 侵攻による被害状況
- 2.3 農業バリューチェーンの状況（畜産分野を含む）
- 2.4 短期的・中長期的支援ニーズと他ドナーの対応状況
- 2.5 JICAの関連調査及び他機関の動向・協力分析とJICA事業との連携の可能性
- 2.6 金融アクセス
- 2.7 日系企業の動向整理

第三章 農業資機材・投入財の現状と短期的支援策

- 3.1 農業資機材・投入財サプライチェーン及び市場動向
- 3.2 農家の資機材へのアクセス状況
- 3.3 日系企業の動向
- 3.3 JICAによる短期的支援策（和文のみ）
- 3.4 本邦招へいおよびパイロット事業の概要
- 3.5 本邦招へいおよびパイロット事業の結果及び今後の支援展開策

第四章 農業生産性向上、特に灌漑セクターの現状と中長期的支援策

- 4.1 ウクライナ国農業セクター及び灌漑セクターの概要
- 4.2 灌漑・排水戦略の概要
- 4.3 既存灌漑システムの概要
- 4.4 灌漑関連施設の被害状況及び復旧事業の現状と課題
- 4.5 JICAによる支援方針案（和文のみ）
- 4.6 中長期的支援を見据えた招へい・研修計画の概要
- 4.7 招へい・研修実施結果及び今後の支援方針への教訓

第五章 JICAによる支援の方向性（和文のみ）

- 5.1 JICAによる支援の方向性の検討結果

添付資料

- ・業務フローチャート
- ・業務人月表

- ・その他調査活動実績
- ・収集資料

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	遠隔を中心とした調査実施体制。	第4条 調査実施の留意事項(1) 調査手法・体制
2	目的に沿った研修(招へい・遠隔研修)にかかる提案 テーマ、期間、内容について、 迅速性を考慮した提案が期待される。	第4条 調査実施の留意事項(4) 想定される研修およびパイロット事業
3	目的に沿ったパイロット事業の提案 短期的支援ニーズに応えるもの、および中長期的支援に向けた実証事業の二点についての提案を求める。迅速な着手が可能であること、且つ安全面を考慮した実施方法についても提案すること。	第4条 調査実施の留意事項(4) 想定される研修およびパイロット事業

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：農業政策策定にかかる各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／農業政策
- 灌漑

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.4 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／農業政策）】

- ① 類似業務経験の分野：農業政策策定及びプロジェクト実施監理にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ウクライナ国及び欧州地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：灌漑】

- ① 類似業務経験の分野：灌漑にかかる開発計画策定支援及び利組合に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2023年1月中旬から2023年9月中旬までの約8カ月間とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 27.80 人月（現地：2.80人月、国内25.00人月）

本邦研修（または招へい）に関する業務4.00人月を含む。

4.00人月の内訳：実施前準備にかかる業務量3.00人月

実施期間中の業務量1.00人月

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/農業政策（2号）
- ② 灌漑（3号）
- ③ 衛星画像分析
- ④ 農業資機材・投入財（土木機械・貯蔵用機材等を含む）
- ⑤ 農業バリューチェーン
- ⑥ 研修実施管理

3) 渡航回数を目途 のべ4回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

パイロット事業の実施（想定されるパイロット事業は、第二章第4条（4）にある通り、短期的支援策（農業資機材・投入財分野）及び中長期的支援策（農業生産性向上、灌漑等）の両方に対応することを想定しており、いずれも再委託を認める。）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- The National Recovery Plan for the Agrarian sector

2) 公開資料

- ウクライナ国中小企業金融に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12366712.pdf>
- ウクライナ国行政サービス向上に向けた電子政府の実現にかかる情報収集・確認調査 ファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12366894.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	有無
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

JICA が定める「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。本調査においては、第三国（ポーランド）への渡航を想定していますが、2022年11月時点のポーランド国安全対策措置は以下のとおりです。

(1) 渡航前

- 1) 渡航の可否確認を出発 2 週間前までに安全管理部に行く。
- 2) 安全な宿舎を手配する。
- 3) 訪問先、移動手段、宿泊先名・電話番号、緊急連絡先を記載した行程表の提出。

(2) 滞在中

1) 現地行動

- 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、公共交通機関、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- 日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- 「海外安全対策ハンドブック」の遵守。
- ウクライナ情勢緊迫に伴い、ウクライナ国境付近への渡航は行わないこと。ウクライナ情勢の推移に十分注意し、滞在先の安全に影響が生じる可能性がある場合は、回避行動を行う、あるいは渡航を切り上げて出国を検討すること。

2) 通信手段

- 現地の連絡先を発注者に伝達。携帯電話を常に通話可能状態とする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-11月追記版）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

（1）報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「（2）国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、一般管理費等を直接積算ください。

（2）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（3）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 本邦研修費（国内業務費）： 本邦研修に関する実施期間中の業務人月 1.00 人月分の直接人件費、その他原価、及び一般管理費等と、直接経費分 15,000 千円（定額計上）を合計して計上ください。
※実施前準備にかかる業務人月 3.00 人月分の直接人件費、その他原価、及び一般管理費等は本見積りに含めてください。

（4）定額計上・定量計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 短期、及び中長期的支援策にかかるパイロット事業にて想定される再委託費： 16,000 千円
- 2) 資料等翻訳料： 3,000 千円
- 3) 短期的支援策にかかるパイロット事業にて想定される機材費： 15,000 千円
- 4) 本邦研修費のうちの直接経費分： 15,000 千円（上記の（3）の6）に記載のもの）
- 5) 本邦研修（または招へい）に関する業務： 4.00 人月。4.00 人月の内訳： 実施

前準備にかかる業務量 3.00 人月、実施期間中の業務量 1.00 人月

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒アムステルダム⇒ワルシャワ（KLMオランダ航空）

東京⇒フランクフルト⇒ワルシャワ（ルフトハンザ航空）

(7) 短期的支援策に係るパイロット事業関連以外において、業務実施上必要な機材がある場合、原則として、上記（4）3）とは別に、別見積として機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ 現地通貨 UAH= 3.96412 円

➤ 現地通貨 PLN= 30.9818 円

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／農業政策</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>灌漑</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	5	